

別記

間伐材売買契約条項

(契約保証金)

- 第1条 乙は、この契約の締結と同時に契約保証金を甲に納入しなければならない。
- 2 前項の契約保証金には、利子を付さないものとする。

(所有権の移転)

- 第2条 甲は、乙が売買代金を納入したときは、当該完納の日から起算して原則として7日以内に売払対象間伐木（以下「物件」という。）を乙に引き渡すものとし、乙は引渡しを受けた日から起算して原則として3日以内に受領書を甲に提出するものとする。
- 2 前項の引渡しにより、物件の所有権が甲から乙に移転するものとする。
- 3 物件には、根株を含まないものとする。

(着手届)

- 第3条 乙は、前条の受領書を甲に提出した後、物件の伐採、搬出又は運搬（以下「作業」という。）に着手したときは、速やかに着手届を甲に提出しなければならない。
- 2 甲は、前項の着手届を受領したときは、乙の立会いの上、速やかに作業方法について確認を行うものとする。この確認において、物件以外の樹木及び作業に使用する土地等が著しく損傷すると甲が認めるときは、乙は甲の指示により作業方法を改善しなければならない。

(物件外樹木の損傷等の届出)

- 第4条 乙は、次のいずれかに該当するときは、速やかに甲に届け出なければならない。
- (1) 物件以外の樹木等を損傷したとき。
- (2) 作業の実施に伴って県の施設又は第三者に損害を与えたとき。

(損害賠償)

- 第5条 乙は前条の場合において、甲又は第三者から請求があった場合その損害を賠償しなければならない。

(作業の完了及び検査)

- 第6条 乙は、令和 年 月 日付けで契約締結した県行明百第1号の履行期限から起算して8か月以内に作業を完了しなければならない。
- 2 乙は、作業を完了したときは遅滞なく完了届を甲に提出しなければならない。
- 3 甲は、前項の完了届を受領したときは、乙の立会いの上、速やかに検査を実施し当該検査の結果を乙に通知しなければならない。この検査において、甲は次に掲げる各号について不適切な処置であると認める場合は乙に通知し、乙は甲の指示に対処しなければならない。
- (1) 残材処理状況
- (2) 物件以外の樹木の損傷
- (3) 作業に使用した土地の整地及び復旧状況
- (4) その他甲が必要と認める事項

(期限の延長等)

- 第7条 乙は、前条第1項の期限内に作業を完了することができないと予想されるときは、当該期限の14日前までに甲に対して書面によりその理由を付して期限の延長を申請し、甲の承認を受けなければならない。
- 2 乙は、前項の場合において、遅延損害金として延長日数1日につき売買代金の1,000分の1に相当する金額を甲に支払わなければならない。この場合、計算した金額が1,000円未満であるときは支払を要せず、その金額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。ただし、乙の責めに帰することのできない事由により作業の期限を延長するときは、この限りでない。

(施設の設置又は作業道等の開設)

第8条 乙は、作業のため当該団地内に必要な施設を設置するとき又は作業道等を開設するとき
は、事前に甲の承認を得るものとする。ただし、新潟県森林作業道作設指針に準じて開設する作
業道については、この限りではない。

2 乙は、第6条第2項に規定する履行届の提出前に、前項の規定により設置した施設又は作業
道等を撤去し、又は原状に復旧するものとする。ただし、甲が存置を認めた施設又は作業道等
についてはこの限りでない。

(権利の譲渡又は義務の継承)

第9条 乙は、第三者に対しこの契約によって生じる権利を譲渡又は義務を承継させてはならな
い。ただし、甲の承認を受けた場合はこの限りでない。

(危険負担)

第10条 この契約締結の日から物件引渡しまでの間において、甲の責めに帰することのできな
い事由により物件が滅失し、又はき損した場合は、その損失は乙の負担とする。

(契約不適合責任)

第11条 乙は、引き渡された物件が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもので
あっても、甲に対して契約内容不適合を理由とする追完請求、売買代金の減額、契約の解除、損
害賠償請求等を行うことができない。

(延滞金)

第12条 乙は、その責めに帰する理由により支払期限内に契約金額を支払わないときは、遅延日
数に応じ当該未払金額に対し年14.6パーセントの割合で計算した金額を、遅延利息として甲に
支払うものとする。この場合、計算した金額が1,000円未満であるときは支払を要せず、その金
額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。

(契約解除又は打ち切り)

第13条 甲は、次のいずれかに該当するときは、契約解除又は打ち切り（一部履行済部分がある場
合に当該部分を除いて解除することをいう。以下同じ。）を行うことができる。

- (1) 乙が契約に違反し、その他不誠実な行為をしたとき。
- (2) 乙が契約の履行能力を喪失したと認められるとき。
- (3) 乙が契約の解除を申し出たとき。

2 甲は、乙（乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この項において同
じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) その役員等（乙が個人である場合はその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその
支店若しくは営業所の代表者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員による不当な
行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下こ
の項において「暴力団員」という。)であると認められるとき。
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団
をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認めら
れるとき。
- (3) その役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加え
る目的をもって暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。
- (4) その役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接
的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) その役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められると
き。
- (6) 下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前各号
のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 乙が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材若しくは原材料

の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

- 3 前2項の場合において、既に乙に引き渡された物件のうち伐採未済の物件、搬出されていない物件、山土場から運搬されていない物件及び第8条第1項の規定により乙が設置した施設の所有権は甲に帰属する。

（契約保証金の還付等）

第14条 乙は、第6条に規定する義務を履行したときは、甲の指示する請求書により、契約保証金の還付を請求するものとする。

- 2 甲は、乙から適正な請求書を受領したときは、速やかに契約保証金を還付しなければならない。
- 3 前条第1項及び第2項の規定により契約解除若しくは打切りが行われ、又は乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、契約保証金は甲に帰属するものとする。

（契約外の事項）

第15条 この契約について疑義が生じたとき又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

- 2 契約により甲乙協議して定める事項について協議が整わないときは、甲の定めるところによる。